平成２２年（フ）第１０号
和歌山県岩出市中島901番地の10
破産者　中谷　睦子
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３１号
和歌山県岩出市山32番地の１　409号
破産者　石井　博之
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５号
和歌山市向191番地　向団地11棟321号
破産者　三宅　悦子
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１３３号
和歌山県岩出市安上454番地の９
破産者　辻本　悦治
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１８９号
和歌山市福島658番地の２　秋月マンション20号
破産者　山本　俊次
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６１０号
長崎県長崎市江川町488番地１　コスモハイツ江川204号
破産者　犬塚　　豊
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
熊本市長嶺南４丁目９番88―901号
破産者　小山　高平
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３４１号
宮崎市大字島之内7079番地２
破産者　松尾田智子（旧姓松下）
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１６３号
埼玉県上尾市浅間台２丁目11番地５　Ｎレジデンス109、破産開始決定時の住所埼玉県上尾市浅間台２丁目９番地５
破産者　野澤　定彦
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
埼玉県上尾市浅間台２丁目11番地５　Ｎレジデンス109、破産開始決定時の住所埼玉県上尾市浅間台２丁目９番地５
破産者　野澤　幸子
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４７号
さいたま市南区曲本２丁目２番18号　コマツエイト曲本401
破産者　小林けい子
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８１号
埼玉県川口市西川口４丁目15番21号　ハイシュネー北神301室
破産者　小谷　保夫
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
福岡県福岡市南区的場１丁目10番26―102号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市和田２丁目24番14号
破産者　小林　啓一
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９６号
宮城県栗原市瀬峰野沢２番地６
破産者　星　新治郎
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第４５８号
山形県村山市楯岡笛田２丁目17番41号
破産者　庄司　俊二
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４５号
石川県かほく市白尾リ31番地
破産者　桶作　昌弘
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６９４号
金沢市額新町２丁目78番地１　市営住宅13棟404号
破産者　小坂　明美
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６４８６号
大阪市浪速区恵美須西１丁目５番３号　小沢マンション205号
破産者　濱田　英夫
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部